

岩手県立二戸病院搬送設備(ボックスレベータ設備、気送管設備)保守点検業務仕様書

1. 目的

岩手県立二戸病院(以下「病院」という。)内に設置してある搬送設備の機能を維持保全するため、保守点検の仕様を定めるものとする。

2. 概要

受託者は、総合点検及び故障時の修理復旧を行う。(計画的な保守点検を年2回行う。)

3. 内容

受託者は、本装置の維持と故障の未然防止措置を行う。

- ・点検による装置の維持、保全
- ・部品、機器の摩耗と劣化のチェック及び交換修繕による障害の未然防止
- ・設備の保全に関する報告と情報の収集
- ・故障の再発防止

4. 方法

(1) 点検の範囲

ボックスレベータ設備 … 電動機及び巻上機(電磁ブレーキ付)、メインロープ及びガイドレールステーション、搬出入装置、ベルト走行路、ベルト駆動装置
搬送ボックス、各種制御盤

気送管設備 … 送受信ステーション、コントロールステーション、管路、気送子

(2) 点検仕様

ボックスレベータ設備 … 別紙「ボックスレベータ設備点検仕様書」による。

気送管設備 … 別紙「気送管設備点検仕様書」による。

(3) 点検実施周期区分

ボックスレベータ及び気送管設備 … 年2回

(4) 点検の実施

ボックスレベータ設備 … 受託者は、約半年に1回実施日程に従い保守技術員を派遣するものとする。

気送管設備 … 受託者は病院の業務に支障のないよう十分注意し誠実に実施すること。

5. 点検報告

受託者は保守点検の結果について、点検終了後速やかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載した報告書を提出し、病院の確認を得なければならない。

6. 本点検での受託者の負担とする材料範囲

- ・ヒューズ(各種) ・ボルト、ナット(各種)
- ・油脂類(各種) ・ウェス(各種)
- ・その他、別紙交換部品内訳書のとおり

7. 保証範囲(負担区分)

- ・点検により故障を生じた場合の復旧作業費用は受託者の負担とする。
- ・年数の経過等により劣化・摩耗した交換部品及び作業費用のうち保守の範囲外は病院の負担とする。
- ・操作ミス等による故障の復旧作業費は病院の負担とする。

8. 保守範囲外事項(負担区分)

- ・第三者に起因した場合
- ・病院が受託者に了解なくして、装置の移設、撤去及び仕様変更を行った場合
- ・天災、地変に起因する場合
- ・設備の破損又は老朽化による機器の更新及び部材の交換が生じた場合
- ・6に定める部品以外の交換部品
- ・電気設備点検に伴う停電対応

9. 保守対応

(1) 保守点検以外の措置

受託者は、本装置に故障が発生し、病院の呼出しの通知を受けた時には、速やかに保守技術員を病院に派遣し、病院の指示に従い必要な障害修理を行うものとする。

平日(9:00~17:00)以外に発生した障害修理等の対応は対処可能な範囲内において対応処置を実施するものとする。

(2) 受託者は、本装置の保守点検を実施している時点で修理改善等を必要と認める場合には、病院に対して速やかに報告するものとする。

